

下水道への接続（加入）について

下水道へ接続（加入）するときは、町に届出しなければなりません。

また、接続（排水設備）工事は、町が指定した排水設備工事業者（指定業者）でなければ行うことができません。

この場合、指定業者が皆様に替わって「排水設備等計画確認申請書」に関係書類を添付して届出をします。この他、皆様には「下水道事業受益者申告書」にご記入いただき、「確認申請書」と合わせて提出いただきます。

なお、接続（排水設備）工事の費用は、**個人負担**となります。

